

海外で学ぶ

わが国の海外子女教育の現状

日本の子どもたち



平成25年度版



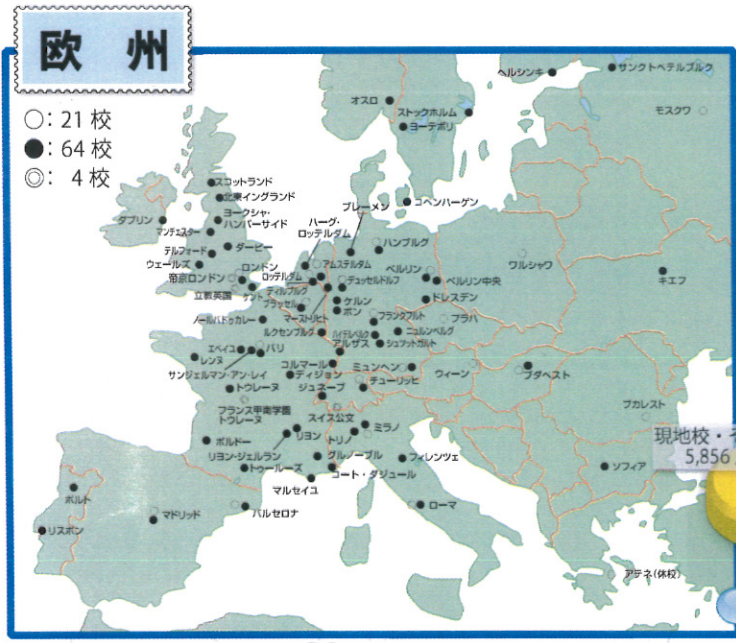
文部科学省



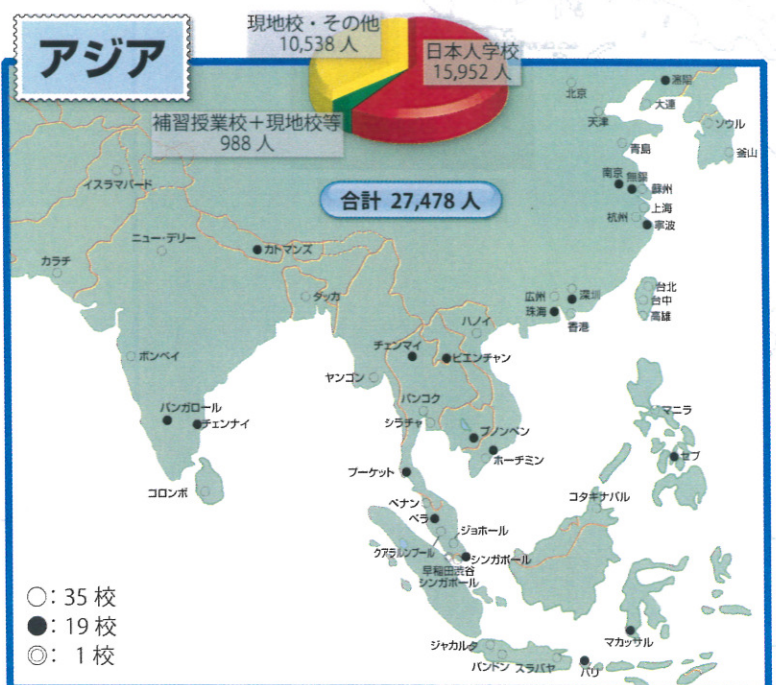
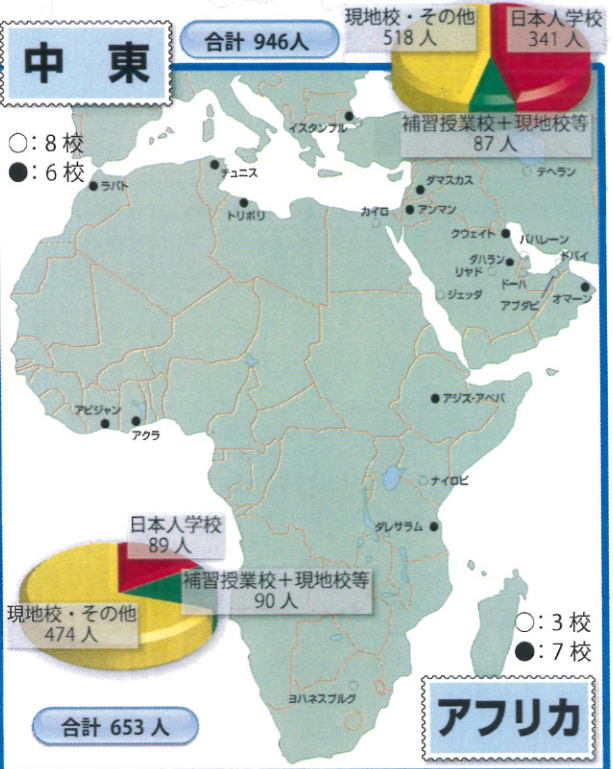
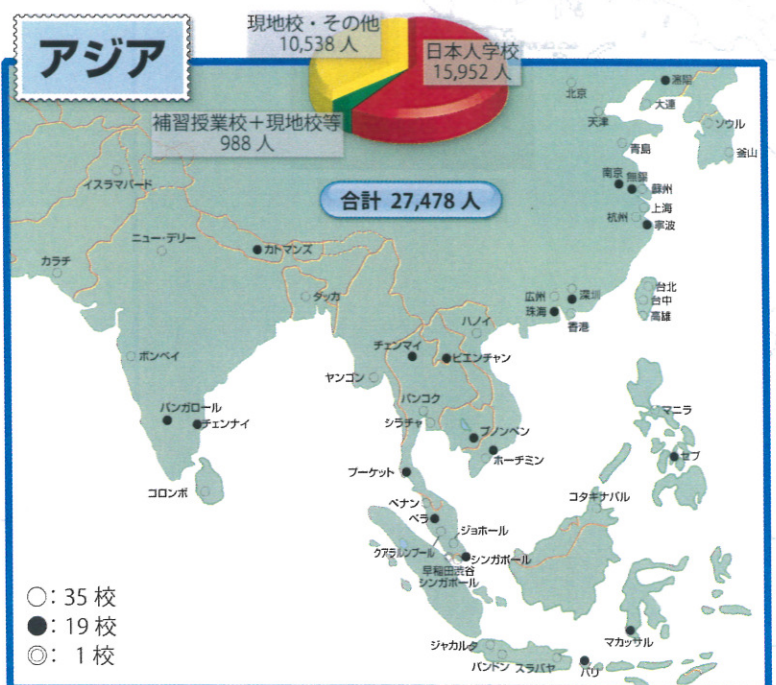
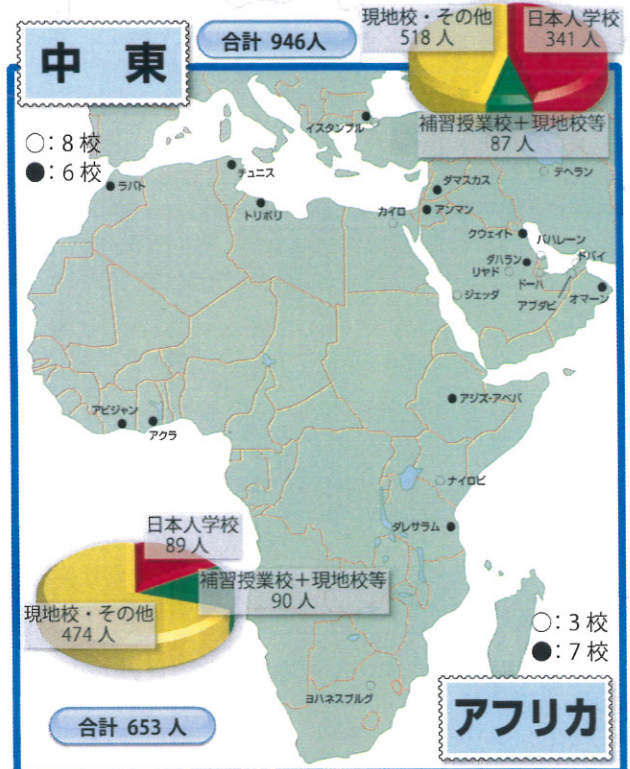
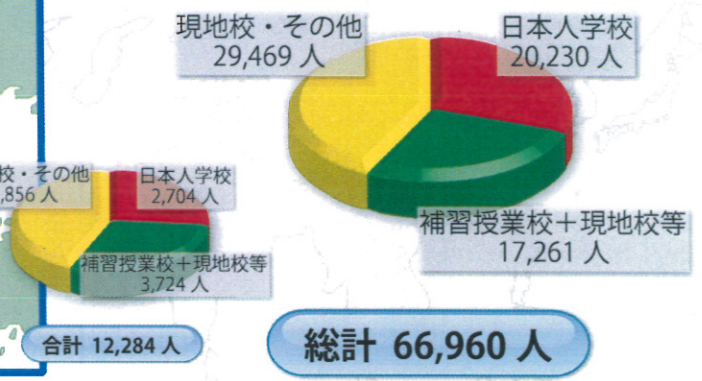
海外子女教育について

我が国の国際的諸活動の進展に伴い、多くの日本人がその子どもを海外に帯同しています。現在約6万7千人の義務教育段階の日本人の子どもが海外で生活しています。また、海外に長期間在留した後帰国する子どもの数は、平成23年度間には約1万人となっています。

我が国の主権の及ばない外国において、日本人の子どもが、日本国民にふさわしい教育を受けやすくするために、政府は、憲法の定める教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って、海外子女教育の振興のために様々な施策を講じています。

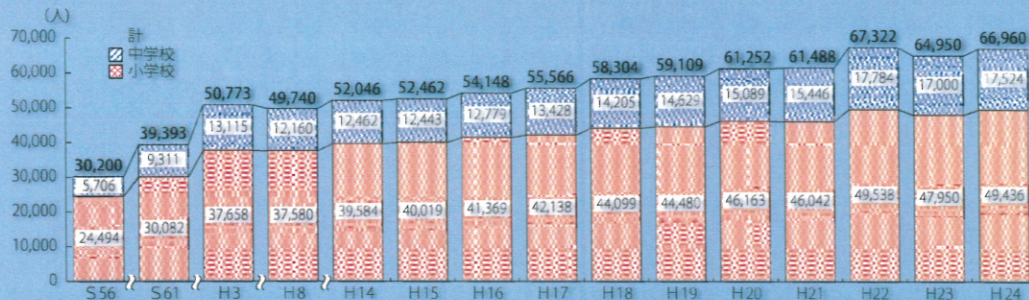


地域別・就学形態別子どもの数
(義務教育段階)



世界各地の在外教育施設

海外の子ども（学齢段階）の数の校種（段階）別推移

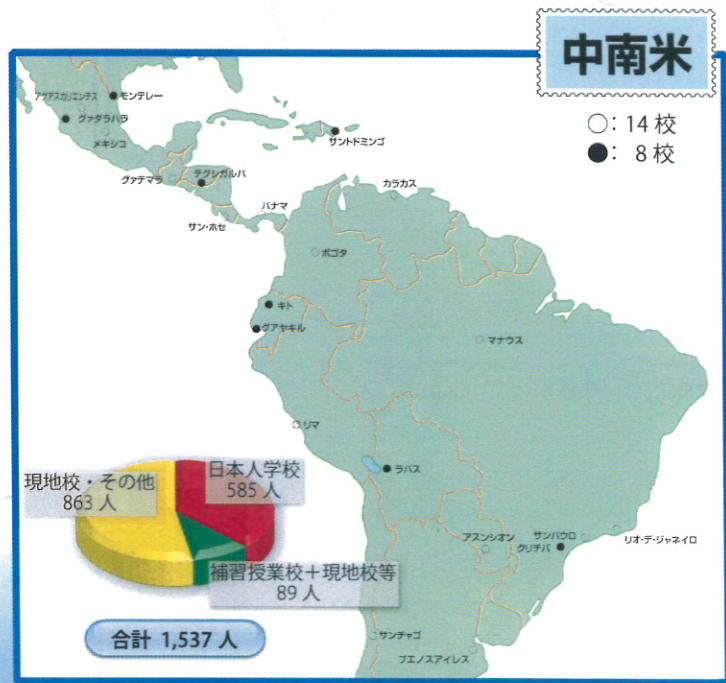
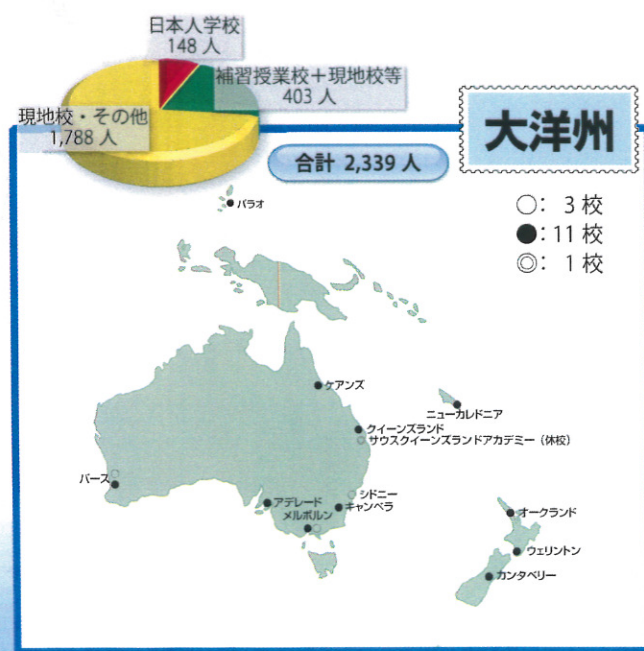
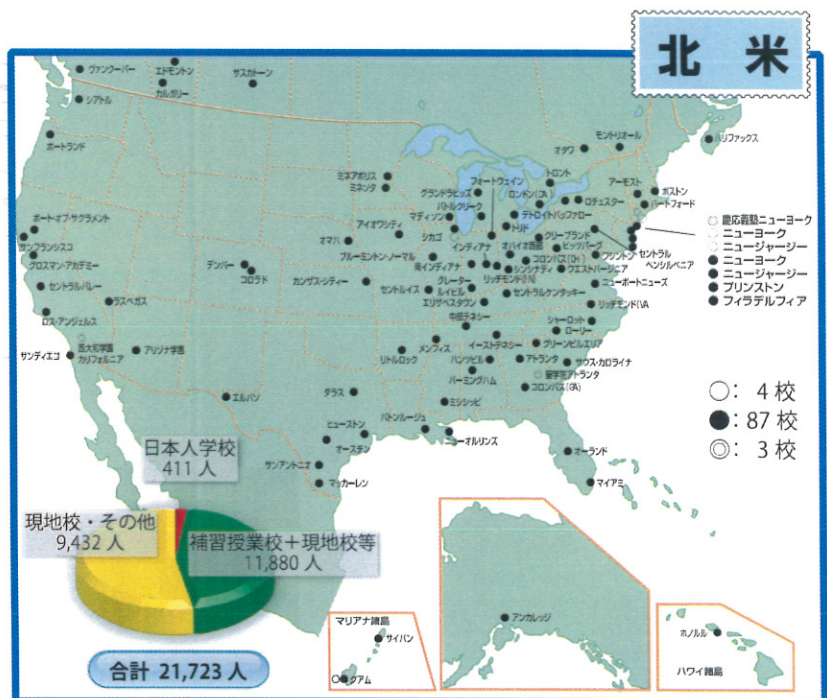


外務省「管内在留邦人子女数調査」を基に文部科学省作成 ※各年4月15日現在。ただし、平成6年以前は5月1日現在。

- ：日本人学校（総計 88 校）
 - ：補習授業校（総計 202 校）
 - ◎：私立在外教育施設（総計 9 校（休校中の1校を除く））
- （※ 学校数は平成 24 年 4 月 15 日現在）

（注）

- ◆「補習授業校」については、政府援助を受けているもののみ掲載。
- ◆円グラフ中「補習授業校+現地校等」とは、補習授業校と現地校またはインターナショナルスクール等に並行就学者をいう。
- ◆円グラフ中「現地校・その他」とは、在留当国児童生徒のための学校やインターナショナルスクール等のみに就学者をいう。
- ◆子どもの数は、外務省「管内在留邦人子女数調査」による、平成 24 年 4 月現在の人数である。



在外教育施設とは

在外教育施設とは、海外に在留する日本人の子どものために、国内の学校教育に準じた教育を実施することを主たる目的として海外に設置された教育施設です。

在外教育施設は、「日本人学校」「補習授業校」「私立在外教育施設」の3つに分けることができます。

日本人学校

国内の小学校、中学校又は高等学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする、全日制の教育施設です。一般に現地の日本人会等が主体となって設立され、その運営は日本人会等や進出企業の代表者、保護者の代表などからなる学校運営委員会によって行われています。

昭和31年(1956年)にタイのバンコクに設置されて以来、平成24年4月15日現在では、世界50カ国・地域に88校が設置されており、約2万人が学んでいます。

日本人学校は、文部科学大臣から、国内の小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有する旨の認定を受けており、日本人学校中学部卒業者は、国内の高等学校の入学資格を、高等部卒業者は、国内の大学の入学資格をそれぞれ有します。教育課程は、原則的に国内の学習指導要領に基づき、教科書も国内で使用されているものが用いられています。

現在、多くの日本人学校においては、現地の文化や歴史、地理など現地事情に関わる学習や現地校等との交流を積極的に進めており、ネイティブの講師による英会話あるいは現地語の学習も行われています。また、「国際学級」を設け、外国人の子どもを受け入れている学校もあります。



北京日本人学校(中国)
「日本人会・保護者参観の様子」

デトロイト補習授業校(アメリカ)
「積めるかな?小学部1年算数」





▲ カイロ日本人学校（エジプト）
「ピラミッドをわたるさわやかな風になれ」



▲ ハノイ日本人学校（ベトナム）
「社会科で市場に行き、ジャガイモを買いました。」



▲ バハレーン日本人学校（バーレーン）
「タブレットの活用（小学部3年社会）」

海外の子どもに対するもの

1. 義務教育教科書の給与

海外に在留し、またこれから出国する義務教育段階相当年齢の子どもを対象として、国内で最も多く採択されている義務教育教科書を給与しています。

2. 通信教育の実施

文部科学省補助事業として、公益財団法人海外子女教育振興財団において実施しています。

その他

1. ホームページ「クラリネット」の開設

海外子女教育・帰国児童生徒教育等に関する情報の提供を行っています。

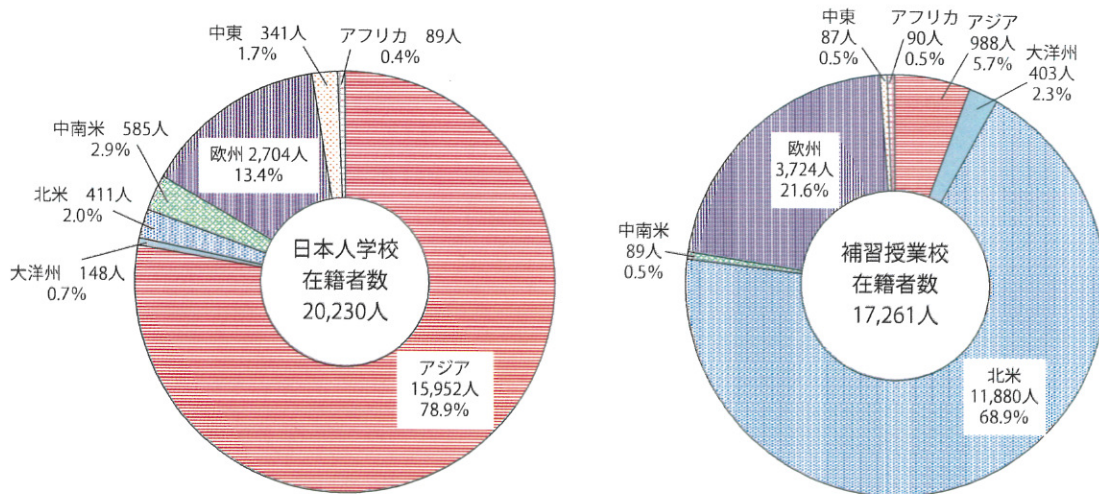
URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

2. 国際教育センターの設置

国立大学法人東京学芸大学に全国共同利用施設として設置し、海外子女教育や帰国児童生徒教育等について専門的な研究を行っています。

URL <http://crie.u-gakugei.ac.jp/>

地域別在籍者数の割合(義務教育段階)



外務省「管内在留邦人子女数調査」を基に文部科学省作成(平成24年4月15日現在)

補習授業校

現地の学校や国際学校(インターナショナルスクール)等に通学している日本人の子どもに対し、土曜日や放課後などを利用して国内の小学校又は中学校の一部の教科について日本語で授業を行う教育施設です。日本人学校と同様、現地の日本人会等が設置運営主体となっています。

昭和33(1958年)年に米国のワシントンに設立されて以来、平成24年4月15日現在では、世界55カ国に202校が設置されており、約1万7千人が学んでいます。このうち、一部は、授業時数や授業科目が日本人学校に準じているもの(いわゆる「準全日制補習授業校」)があります。

教育の特色としては、国語を中心に、施設によって算数(数学)、理科、社会などを加えた授業が、国内で使用されている教科書を用いて行われています。

私立在外教育施設

国内の学校法人等が母体となり海外に設置した、全日制教育施設です。平成24年4月15日現在、世界に9校(休校中の1校を除く)が設置されています。

私立在外教育施設は、文部科学大臣から、国内の小学校、中学校又は高等学校と同等の課程を有する旨の認定又は、相当の課程を有する旨の指定を受けており、私立在外教育施設の中学部の卒業者は国内の高等学校の入学資格を、高等部卒業者は国内の大学の入学資格をそれぞれ有しています。

海外子女教育に関する文部科学省の施策

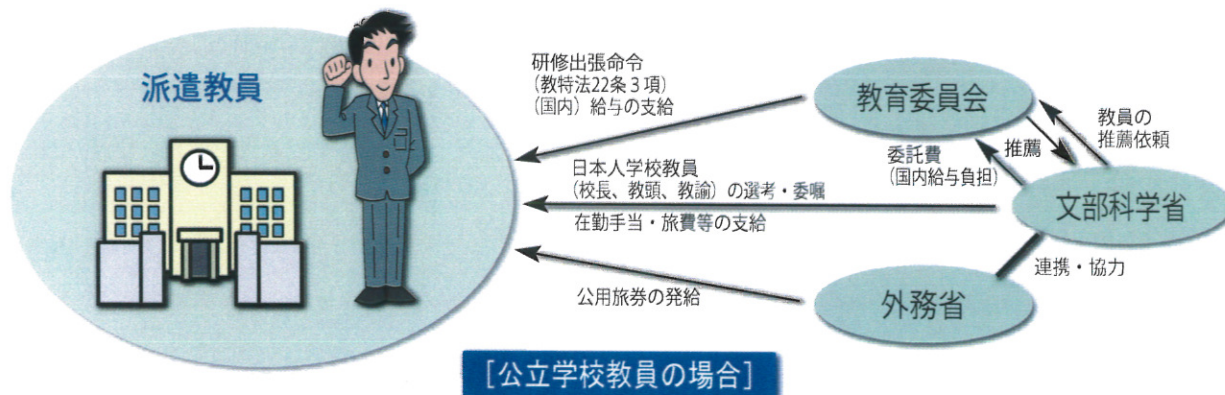
在外教育施設(義務教育段階)に対するもの

1. 日本人学校・補習授業校への教員派遣

文部科学省では、海外子女教育の重要性にかんがみ、日本人学校・補習授業校の教育の充実を図るため、国内の義務教育諸学校の教員(主に公立学校の教員)を原則2年間(評価等に応じて最大2年間の延長が可能)、世界各地の日本人学校・補習授業校へ派遣しています。

ただし、補習授業校に関しては大規模な施設に対し、基幹的な役割を果たす教員を派遣しています。

平成24年度の派遣教員定数は1,182人です。



2. 在外教育施設シニア教員の派遣

海外子女教育の充実に資するため、平成19年度から在外教育施設の派遣教員経験を持つ退職教員を派遣しています。なお、それまで管理職に限っていた募集の対象職種を平成22年度募集から教諭まで拡大し、また平成24年度募集からは教諭に限り派遣教員経験が無い者も応募可能としました。

平成24年度のシニア派遣教員定数は113人です。

3. 教材整備の推進

文部科学省補助事業として、公益財団法人海外子女教育振興財団を通して実施しています。

4. 教員の資質向上のための施策

教員のための各種協議会・研修会・巡回指導を実施しています。

5. 在外教育施設における安全対策

危機管理・健康安全対策等、分野別に在外教育施設向けの安全対策資料を作成し、日本人学校等へ配布しています。

6. 補習授業校のための指導資料の作成

海外子女教育の専門家や補習授業校での指導経験者の協力により、指導計画や指導案等を作成・配布しています。

※上記の施策に関しては、高等部は対象となりません。

在外教育施設の認定について



Q & A

在外教育施設の認定制度が創設された経緯について、教えてください。

在外教育施設は、我が国が歩んできた急速な国際化の進展の中で、海外に在留する日本人の子どものための教育施設として、重要な役割を担ってきています。

在外教育施設については、まず、認定制度の前身である指定制度が創設され(昭和47年)、国内の中学校の課程に相当する課程を有する在外教育施設のうち、文部大臣の指定したものの修了者については、高等学校入学資格が認められることになりました。そしてこれに続いて、在外教育施設に対する指定の対象が国内の高等学校の課程に相当する課程を有する在外教育施設に広げられ、その修了者については大学入学資格が認められることになりました(昭和53年)。

その後、海外に所在する教育施設としての特性を十分に生かした教育活動の展開が求められるようになるとともに、国内の学校法人等の海外進出の活発化に伴い、私立在外教育施設の設置運営の適正化、教育水準の維持向上及び在外教育施設の指定の基準・手続きの明確化に対する要求が高まってきました。

このため、平成2年、海外子女教育に関する調査研究会(教育助成局長裁定)が設置され、平成3年に、「在外教育施設文部大臣指定制度の改善について(報告)」がとりまとめられました。これを受けて、関係省令の改正及び在外教育施設の認定等に関する規程の制定が行われ、在外教育施設の認定制度が創設されました。認定制度の概要は次頁のとおりです。



Q & A

在外教育施設が認定されると、どうなるのですか。

認定制度では、在外教育施設の設置者の申請に基づき、当該在外教育施設が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有する旨の認定を行うことにより、以下のような効果が生じます。

- 卒業者には高等学校又は大学の入学資格が認められる。(学校教育法施行規則第95条第二号及び第150条第二号等)
- 高等学校卒業程度認定試験の試験科目に相当する科目を修得した者については当該試験科目について試験を免除される。(高等学校卒業程度認定試験規則第5条第3項)
- 認定在外教育施設における勤続年数を校長、副校長及び教頭の基礎資格である在職年数とすることができる。(学校教育法施行規則第20条及び第23条)
- 教育課程については、学習指導要領等の定めるところによるが、地域社会、申請施設又は児童生徒の実態等から特に必要である場合には、弾力的取扱(一部につき特別の教育課程によること)ができる。

(在外教育施設の認定等に関する規程等)

在外教育施設の認定制度について

【認定制度】

文部科学大臣が、在外教育施設の設置者の申請に基づき、在外教育施設が国内の小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有する旨の認定を行うもの

【設置者】

1. 海外に在留する日本人が日本人の福利の増進を主たる目的として組織した団体
2. 在外教育施設の設置を目的として申請施設の所在国の法令等に基づき設立される法人その他団体で、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が当該申請施設の設置運営について関与しているもの
3. 1, 2に準ずる団体

【認定の申請】

認定を受けようとする者は、申請施設の設置者の名称、住所、代表者の氏名及び申請施設の名称を記載した申請書に、在外教育施設の認定等に関する規程第17条第1項各号に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請する。

【変更の承認等】

1. 認定施設の設置者は、名称、位置、設置者又は学則*を変更しようとする場合には、その変更の内容、理由及び時期を記載した書類を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
* 部科及び課程の組織に関する事項、教育課程に関する事項並びに収容定員及び職員組織に関する事項に係る部分の変更に限る。
2. 認定施設の設置者は、校地、校舎、運動場その他直接教育の用に供する土地建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
3. 認定施設の設置者は、役員、校長若しくは教頭に変更があった場合又は授業料若しくは入学料の改定があった場合には、遅滞なく、文部科学大臣に届け出なければならない。

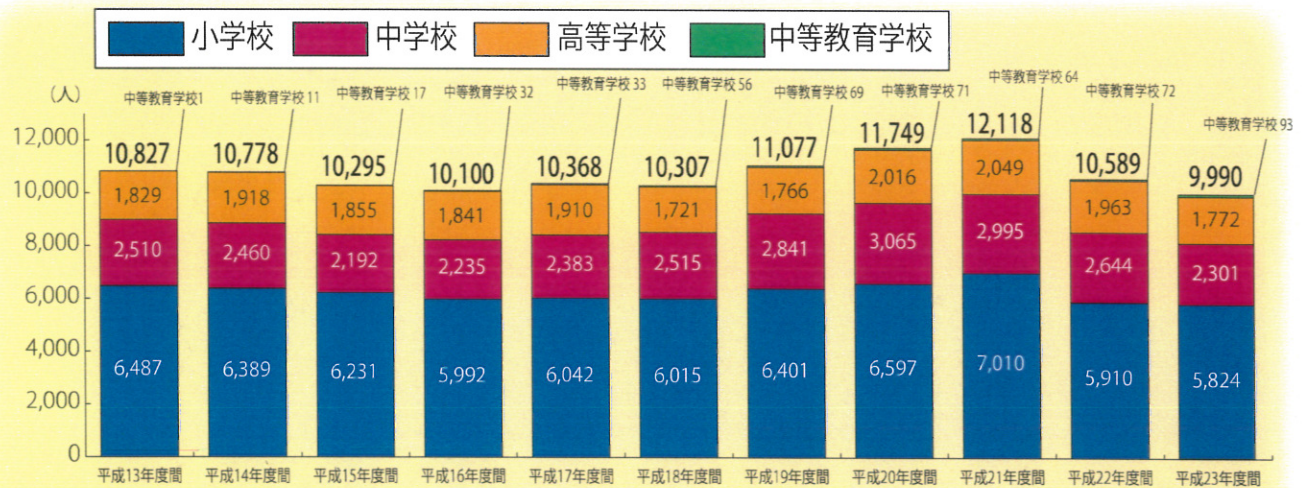
【認定の取消し】

1. 文部科学大臣は、認定施設が認定の基準又は運営の基準に適合しなくなったとき、認定を取り消すことができる。
2. 認定施設の設置者は、当該認定施設の取消しを申請し、文部科学大臣がこれを承認する場合には、認定の取消しを受けなければならない。

海外から帰国した児童生徒について

帰国児童生徒数の動向

海外に長期間（1年以上）在留した後、日本へ帰国した児童生徒数は、平成23年度間で小学校、中学校及び高等学校等合わせて9,990人となっています。学校別では、小学校段階の児童生徒数が最も多く、次に中学校、高等学校の順になっています。



出典：文部科学省「学校基本調査」

※「帰国児童生徒」とは、海外勤務者等の子どもで、引き続き1年を超える期間海外に在留し、当該年度の4月1日から3月31日に帰国した児童生徒を言う。

帰国児童生徒教育に関する国の施策

海外から帰国した子どもたちに対し、国内の学校生活への円滑な対応を図るだけでなく、帰国児童生徒の特性の伸長・活用など、海外における学習・生活体験を尊重した教育を推進する観点から以下の施策を実施しています。

1. 国立大学・学部附属学校への帰国児童生徒教育学級等の設置（平成23年度）
設置校数 12大学28校
(小学校9校、中学校9校、高等学校8校、中等教育学校2校)
2. 帰国・外国人児童生徒受入促進事業の実施（平成24年度）
実施地域数 6府県（20区市）、9政令市、10中核市
3. 帰国・外国人児童生徒教育及び国際理解教育担当指導主事等連絡協議会の開催

《参考1》

○（公立）高等学校入学者選抜

- ・一部又は全ての学校において、帰国生入学者のための特別定員枠を設定しているのは15都道府県
- ・帰国生入学者選抜において何らかの配慮を行っているのは、32都道府県

～出典：文部科学省「平成24年度高等学校入学者選抜の改善等に関する調査」～

○（国・公・私立）大学入学者選抜

- ・帰国子女入試を実施した大学・学部数は400校、1,122学部

～出典：文部科学省「平成24年度国公立大学入学者選抜実施状況」～

《参考2》

帰国児童生徒受入れ校に関する情報について

<http://www.ioes.or.jp/g-kokunai/index.html>（公益財団法人 海外子女教育振興財団ホームページ）

- クイーンズランド補習授業校（オーストラリア）
「小学部3年 国語の授業の様子」



- チューリッヒ日本人学校（スイス）
「フルムサーベルグにてスキー教室」

- アムステルダム日本人学校（オランダ）
「アウトファールト校との交流」



- ボンベイ日本人学校（インド）
「低学年の英語劇：白雪姫」

<表紙の写真>

- アスンシオン日本人学校（パラグアイ）
「現地校の子に教えてもらいながら一緒に授業をしている様子」

<背表紙の写真>

- リヤド日本人学校（サウジアラビア）
「キングサワード大学のみなさんと交流会をしました。」

【海外子女教育関係連絡先】

- | | |
|---------------------------------|---------------------|
| ◎文部科学省初等中等教育局国際教育課 | 03(5253) 4111 (代表) |
| ◎外務省領事局政策課海外教育班 | 03(3580) 3311 (代表) |
| ◎公益財団法人海外子女教育振興財団 | 03(4330) 1341 (代表) |
| ◎国立大学法人東京学芸大学国際教育センター(全国共同利用施設) | 042(329) 7721 (事務室) |



発行：文部科学省 初等中等教育局国際教育課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2